

入 札 公 告（入札前審査型・個別事項）

下記の建設工事について、制限付き一般競争入札（入札前審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号。以下「規則」という。）第34条の規定により公告する。この工事の入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、本公告及び入札公告（入札前審査型・共通事項）により行うものとする。

この入札は、紙入札により執行する。

令和2年1月28日

静岡県知事 川勝 平太

- 1-1 公告日 令和2年1月28日
1-2 入札執行者 静岡県富士山世界遺産センター副館長 落合 徹
1-3 この入札に関する契約条項を示す場所及び事務を担当する機関（以下「契約条項を示す場所」という。）

〒418-0067 静岡県富士宮市宮町5番12号

静岡県富士山世界遺産センター企画総務課 電話番号 0544-21-3776

1-4 工事内容等

入札番号	富世企第144号
工事名	令和元年度 静岡県富士山世界遺産センター内装改修工事
工事場所	静岡県富士宮市宮町5番12号
工事概要等	特記仕様書（案）記載のとおり
工 期	契約締結の翌日から令和2年6月30日限り

1-5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していることについての確認を受けた者であること。

条 件	左記の詳細
①静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種	建築一式工事かつA又はB等級に格付されたもの
②許可の種類	建築工事業に係る建設業の許可
③経営事項審査の総合評定値（条件とする場合）	条件なし
④営業所の所在地	① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所が県内にあること。 * 「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業の許可申請時（変更申請を含む）に届け出た、主たる営業所をいう。
⑤同種工事の施工実績	平成16年4月1日以降（完成し引渡し済みのもの）に、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した美術館、博物館の新築工事、改修工事又は増築工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。なお、静岡県発注工事での施工実績に係る工事成績評定が64点以下の場合、同種工事の施工実績として認めない。 ○ 同種工事の施工実績を確認できる以下の書類を添付すること。 ・ 入札公告（入札前審査型・共通事項）（以下「共通事項」という。）2

	<p>－ 2に記載されているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該工事の概要が記された設計図書の写し等（必要な場合）
⑥配置予定技術者	<p>適正な主任技術者を配置できること。</p> <p>但し、下請契約の合計が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上の場合は、監理技術者（監理技術者資格者証（建築）の交付を受けている者で、国土交通大臣指定の監理技術者講習を受講している者）を配置できること。</p> <p>技術者の専任を必要とする場合（請負金額3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上）は、入札執行日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。</p>
⑦技術者の専任を要する工事においては、右に掲げる基準により専任できること。	<p>1－6の入札日程に記載する開札日の翌日から起算して20日目から専任で配置できること（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）。</p>
⑧その他の条件	<p>入札公告「共通事項」2－1記載のとおり</p>

1－6 入札日程

入札参加資格確認申請書（以下「申請書」）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」）の提出	<p>公告の日の翌日から令和2年2月7日（金）まで 午前9時から午後5時まで（申請書及び資料は、各2部（正本1部、副本1部）及び長3号封筒（簡易書留料金を含む切手404円貼付）を併せて契約条項を示す場所に持参すること。）</p> <p>* 提出資料については、入札公告「共通事項」参照</p>	<p>入札前審査型・ 共通事項2－2</p>
入札参加資格の確認通知	<p>令和2年2月10日（月）までに郵送により通知する</p>	
入札参加資格がないと認められた者の請求期限	<p>通知を受けた日から令和2年2月14日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） 午前9時から午後5時まで（契約条項を示す場所に持参すること。）</p>	<p>入札前審査型・ 共通事項2－4</p>
上記の回答期限	<p>令和2年2月19日（水）まで</p>	<p>入札前審査型・ 共通事項2－4</p>
設計書及び図面（以下「設計図書等」という。）の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付期間 公告の日から令和2年2月7日（金）まで ・ 交付するもの 数量書、特記仕様書、図面 	<p>入札前審査型・ 共通事項2－3</p>
図面の縦覧（貸出）期間	<p>—</p>	<p>入札前審査型・ 共通事項2－3</p>
設計図書等に対する質問受付期間	<p>公告の日から令和2年2月7日（金） 上記期間内の午前9時から午後5時まで</p>	<p>入札前審査型・ 共通事項2－3</p>
上記の回答書縦覧等の期間	<p>令和2年2月10日（月）から令和2年2月12日（水）まで</p>	<p>入札前審査型・ 共通事項2－3</p>
入札書等受付期間 入札書等の提出	<p>開札日時に契約条項を示す場所に以下の書類を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札書、委任状（代理人の場合）、入札参加資格確認通知書及び工事費積算資料。 	<p>入札前審査型・ 共通事項2－5</p>
入札価格（工事費）内訳	<p>工事の入札における全ての入札参加者は、入札書に入札価格（工事費）内訳を記載して提出しなければならない。</p> <p>また、入札後12か月以内に、発注機関の必要に応じ、より詳細な項</p>	<p>入札前審査型・ 共通事項2－6</p>

	目を記載した内訳書を提出する。	
開札日時	令和2年2月13日(木) 午後1時30分	入札前審査型・ 共通事項2-7

1-7 設計図書等の交付

① 設計図書等の交付

原則 直接交付する。(必要により、メールでの送付又は郵送(有料)できる。)

1-8 設計図書等に関する質問に対する回答

- ・ 契約条項を示す場所で縦覧を行う。

1-9 その他

調査基準価格(又は最低制限価格)の設定	県ホームページ「建設業のひろば」に掲載されている「最低制限価格制度実施要領・運用」を参照してください。 最低制限価格の設定有 最低制限価格の補正(無)
前払金	請負代金の60%以内(ただし中間前払金20%を含む)
部分払	請負代金が100万円以上2,000万円未満は2回以内、2,000万円以上5,000万円未満は3回以内、5,000万円以上は4回以内とする。
契約書作成	要
工程表の提出	要
工事工程月報	要
I S Oを活用した監督業務	無
現場代理人及び技術者の氏名の通知	書面
火災保険付保の要否	要
当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無

入 札 公 告（入札前審査型・共通事項）

2-1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けていること。（認定業種は入札公告（入札前審査型・個別事項）に記載）
建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づく許可を受けている者であること。（許可の種類は入札公告（入札前審査型・個別事項）に記載）
入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号）に基づく入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）を受けていないこと。
静岡県発注公共工事暴力団排除措置要領（平成 5 年 8 月 1 日施行）に基づき、指名からの排除措置を受けていないこと。
会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

2-2 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）は、各 2 部（正本 1 部、副本 1 部）及び長 3 号封筒（簡易書留料金を含む切手 404 円貼付）を併せて契約条項を示す場所に持参すること。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(2) 入札参加資格の確認等

入札参加資格確認基準日	申請書の提出期限の日
申請書	様式第 2 号
入札参加資格の確認	申請書及び資料の提出期限の日を入札参加資格の確認基準日とし、その結果を通知する。期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。 指定する期日までに以下の資料（添付資料含む）を作成の上、提出期限の日までに契約条項を示す場所へ提出すること。 1 同種工事の施工実績（様式第 3 号）（入札参加条件の場合） 2 配置予定技術者等の資格・工事経験（様式第 4 号） 3 許可等の状況（様式第 5 号）
同種工事の施工実績の確認 （条件とする場合）	○ 同種工事の施工実績を確認できる書類を添付すること。 ・ 同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し又は一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」の工事カルテの写し等 （上記に加え、当該工事の概要が記された設計図書の写し等が必要な場合は、入札公告（入札前審査型・個別事項）1-5に記載） ・ 同種工事の施工実績が静岡県発注のものである場合は、工事成績評定点が記載されている通知書の写し（完成検査合格通知書等）

<p>配置予定技術者等の資格・施工経験の確認 (参加条件の場合)</p>	<p>○ 様式第4号に1-5に掲げる資格があることを的確に判断できる配置予定の技術者の資格及び同種の施工経験を記載すること。この場合、配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載することができる。また、他の工事に配置されている技術者が、従事している工事の完成等により本工事に確実に配置できる見込みがある場合は、当該技術者を配置予定技術者として記載することができる。</p> <p>専任を要する工事における配置予定技術者の専任を開始する日は、現場施工に着手する日が確定している場合は、明示された当該日から専任で配置できることを条件とし、現場施工に着手する日が確定していない場合は、開札日の翌日から起算して20日目(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)から専任で配置できることを条件とする。</p> <p>専任の終了する日は完成検査終了日とし、修補等がなく、現場における検査が終了することを条件とする。</p> <p>○ 専任を開始する日に、申請のあった配置予定技術者を配置できない場合やCORINS等により配置予定の技術者の専任義務違反の事実が確認された場合は、原則、契約しない、又は契約を解除する(契約前にあっては、入札保証金に相当する額を、契約後にあっては、契約保証金に相当する額を違約金として支払わなければならない。なお、これらの場合、静岡県は一切の損害賠償の責を負わない)。</p> <p>○ 他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合や、従事している工事の未完成等により技術者が配置できないにもかかわらず入札した場合は入札参加停止を行う場合がある。</p> <p>○ 配置予定技術者の資格、雇用関係を証するものとして以下の書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令による免許については、免許を証する書面の写し また、配置予定技術者が営業所の専任技術者でないことを証する書類(建設業の許可申請書の様式八号(1)又は(2)の写し) ・ 当該技術者との雇用関係を証する書面(健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するもの)の写し ・ 監理技術者資格者証の写し及び「監理技術者講習修了証」の写し <p>○ 同種工事の施工経験を確認できる書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同種工事の施工経験として記載した工事に係る契約書の写し又は一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)の工事カルテの写し等 <p>(上記に加え、当該工事の概要が記された設計図書の写し等が必要な場合は、入札公告(入札前審査型・個別事項)1-5に記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同種工事の施工経験が静岡県発注のものである場合は、工事成績評定点が記載されている通知書の写し(完成検査合格通知書等)
<p>許可等の状況</p>	<p>様式第5号に建設業許可の状況及び経営事項審査の結果並びに営業所の状況を記載すること。</p>
<p>許可通知書の写し</p>	<p>建設業法第3条に規定する許可の通知書の写し(申請書提出日時点において許可の有効期間開始日が到来しているもの)及び受付印のある建設業の許可申請書の様式第1号及び別紙又は様式第22号の2の写し等、静岡県内に営業所があることを証する書類を提出</p>
<p>入札参加資格</p>	<p>有効な「建設工事入札参加資格の審査結果」通知の写し</p>

経営事項審査結果 通知書の写し	建設業法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評価値通知書(審査基準日が入札日より 1 年 7 か月以内のもの) の写し
--------------------	--

- ・ 申請書、資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ・ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ・ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ・ 提出された申請書及び資料は、公表しない。
- ・ 申請書及び資料に用いる言語は日本語とする。

2-3 設計図書等について

交付等の方法	入札公告(入札前審査型・個別事項)に記載
質問	書面持参(様式自由)とする。
質問に対する回答	電送により回答し、書面の場合は契約条項を示す場所で縦覧する。

2-4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができる。

入札参加資格がないと認められた者の請求方法等	電送又は契約条項を示す場所へ書面持参(様式自由)とする。
発注者の回答方法	契約条項を示す場所で書面により回答する。

2-5 入札執行の場所等

入札の場所	契約条項を示す場所
入札の方法	電開札日時に契約条項を示す場所に以下の書類を持参すること。 ・ 入札書(入札価格(工事費)内訳を記入したもの)、委任状(代理人の場合)、入札参加資格確認通知書を持参すること。
その他 注意事項	① 郵送による入札は認めない。 ② 入札書、及び入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。なお代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。 ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1/10 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。 ④ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

2-6 入札価格(工事費)内訳

第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した入札価格(工事費)内訳の記載を求める。

受付	入札書の提出に準じる。
様式	様式第 9 号
取扱い	入札価格(工事費)内訳は、入札書の記入項目の 1 つとし、不備がある場合は入札を無効とする場合がある。

2-7 開札等

開札	契約条項を示す場所において、入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行うか、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
入札の無効	<p>本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに建設工事等競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札並びに当該工事の入札価格（工事費）内訳に不備があるときは、当該入札を無効とする。また、低入札価格調査に協力しないことにより無効とする場合がある。</p> <p>低入札価格調査の対象者が、開札後速やかになされる当該調査の実施に係る意思確認に対し、応じられない旨の意思表示をした場合には、入札心得第13条第2項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札として当該入札を無効とする。</p> <p>なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、落札決定までの間に、入札参加停止を受けた場合には、当該入札は無効とする。</p>
落札者の決定方法	地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

2-8 その他

入札保証金及び契約保証金	<p>① 入札保証金 免除。</p> <p>② 契約保証金 納付（契約金額の100分の10以上）。ただし、利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。</p>
契約書の作成	契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。
暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置	<p>① 本工事の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。</p> <p>③ 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</p> <p>* 不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加停止の措置を受けることがある。</p>
その他	<p>① 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。</p> <p>② 落札者は、様式第4号に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に専任で配置すること。（専任の配置技術者が必要な工事の場合）</p> <p>③ 契約書案、契約約款及び入札心得は、契約条項を示す場所で縦覧するものとする。</p> <p>④ 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>⑤ 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがある。</p> <p>⑥ 1-5 に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者も申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の確認を受け、かつ、競争入札参加資格の認定を受けなければならない。</p>

	<p>⑦ 落札決定後に入札参加停止措置があった場合の取扱いについては、以下のとおりとする。</p> <p>ア 落札決定後から契約締結までの間に落札者が静岡県から入札参加停止措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すことがある。</p> <p>イ 県議会の議決を要すべき契約においては、仮契約の締結前に静岡県から入札参加停止措置を受けたときは仮契約を締結せず、仮契約の締結後から県議会の議決前に静岡県から入札参加停止措置を受けたときは仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。</p> <p>ウ ア又はイにより契約を締結しない取扱いとした場合については、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>⑧ 本工事の下請人については、静岡県内に建設業法に規定する主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めること。</p> <p>⑨ 現場説明会は行わない。</p> <p>⑩ その他詳細不明の点については、契約条項を示す場所及び事務を担当する機関へ連絡すること。</p>
--	---